

## 平成22年 教育委員会第5回定例会 会議録

日時 平成22年3月23日(火) 午後3時00分～午後4時35分  
場所 教育委員会室

### 議事日程

#### 第 1 議案

##### 【こども総務課】

- (1) 『議案第10号』千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

##### 【育成・指導課】

- (1) 『議案第11号』人事案件 【秘密会】

#### 第 2 協議

##### 【こども総務課】

- (1) 区長及び教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行  
(2) 区長の補助職員を千代田区立四番町歴史民俗資料館の職員に充てさせること

#### 第 3 報告

##### 【こども総務課】

- (1) 平成22年度入学式出席者名簿

##### 【育成・指導課】

- (1) 九段中等教育学校卒業証書授与式における校長式辞等について

##### 【参事(こども健康担当)】

- (1) 千代田区歯科保健目標策定  
(2) 新・ちよだ食育ガイド

#### 第 4 選挙

- (1) 委員長選挙  
(2) 職務代理者指定

#### 第 5 その他

##### 【副参事(特命担当)】

- (1) 千代田区共育マスタープラン(案)

##### 【こども施設課】

- (1) 富士見みらい館落成を祝う会及び施設見学会(報告)

### 出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育委員	古川 紀子

教育長	山崎 芳明
-----	-------

出席職員 (9名)

こども・教育部長	立川 資久
特命担当部長(次世代育成担当)	保科 彰吾
参事(こども健康担当)	大井 照
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請がございましたので、傍聴を許可することといたしておりますので、ご了承を願いたいと思います。

本日の欠席はございません。

今回の署名委員は、古川委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりでございますけれども、第1、議案の育成・指導課、議案第11号、人事案件、これは個人情報が含まれておりますので、また、第3、報告、育成・指導課、九段中等教育学校卒業証書授与式における校長式辞への対応につきましては、人事に伴う案件でございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づき、非公開としたいと思いますので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。全員賛成でございますので、非公開ということにさせていただきます。

ただいま申し上げました2件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

なお、第4、選挙は、日程を変更しまして、第5、その他のところで行うことにいたします。

日程第1 議案

こども総務課

(1) 『議案第10号』千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

市川委員長

それでは、早速ですけれども、議案に入ります。

議案第10号、千代田区立中等教育学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について、こども総務課長から説明してください。

こども総務課長

はい。それでは、議案第10号、千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

現在、国において、公立高校の無償化法案の検討がなされておりまして、今回、提案いたしました議案第10号につきましても、年度内成立が条件という前提がございます。そういうことでご説明させていただきます。

次のページに、新旧対照表がございますので、こちらで説明させていただきます。

まず、表題でございますけれども、条例名の変更がございまして、「旧」のほうを見ていただきますと、「授業料等徴収条例」になっておりますが、こちらを、「入学金等の徴収条例」ということにさせていただくというものでございます。

なお、表中にございます「授業料等」につきましては、すべて「入学金等」ということで、変更させていただきます。

第1条につきましては、「旧」のほうでございますけれども、最初に「授業料」があって、「入学金」となっておりますけれども、第1条におきましては「証明書手数料及び授業料」ということで、一番最後に授業料を持ってきたと。それから、以下、「授業料等」というのを「入学金等」ということに改正するというところでございます。

それから、今回の法律の趣旨でございますけれども、第3条の第4項でございますが、「授業料は徴収しない」ということになっております。「ただし、後期課程において、授業料を徴収しないことが教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平性の観点から、相当でない認められる特別の事由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する」ということで、この「特別の事由」につきましては、国のほうの解説を見ますと、既卒者ですか、もう、高校を卒業した方とか、また、留年生を想定しているようでございます。

それから、次のページでございますけれども、施行につきましては、4月1日からということになっております。

次のページでございますが、「旧」のほうですと、「授業料」が頭のところにあるわけですが、これを特別の場合に徴収できるように、一番最後のところに持って来たということでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長 はい。説明は以上でございましたが、何か質問等があれば、お願いしたい  
 と思います。

こども総務課長 この条例4条のところ、若干説明がありましたが、還付しないと、既納  
 の入学金は。それで、「ただし」とあって、「千代田区教育委員会が必要と  
 認めるときはこの限りでない」と、こう書いてありますね。この「必要と認  
 めるとき」なるものというのは、規則とかなんとかで定める必要があるん  
 ですか

市川委員長 そうですね。規則で定めなければならないと思います。

こども総務課長 もう、予算は国のほうでは、このままとおっしゃるわけですからね。予算  
 はとったから。あと、何を待たないといけないんですか。

市川委員長 参議院をまだ通過してございませんので、そちらの議決というんでしょ  
 うか、可決を待っていると。

こども総務課長 ああ、そうですか。事実上じゃなくてね。議決が終わるまではそうは言え  
 ない。だけど、それは変な話だね。参議院の議決がどうであれ、もう、予  
 算はとっちゃうでしょう。とっちゃったわけですよ、1カ月以上たてば  
 ね。都合があるからそういう言い方になるんでしょけれど。

市川委員長 したがって、この徴収条例が今後変更になることはない、ということ  
 ですね。

こども総務課長 そうですね。あとは成立の時期になろうかと思えますけども、年度内を目  
 指して今進んでいるわけですけども。それが、例えば、4月1日以降になっ  
 たときには、また、違ってくるんだろうなと思えますが。

市川委員長 変な話だけど、4月1日以降になった場合には、入学金をとるわけです  
 か、やっぱり。

こども総務課長 入学金は関係ないですね。授業料だけが無償になるということです。

市川委員長 ああ、そうですか。授業料をとるわけですか。

こども総務課長 そうですね。

市川委員長 大変だね。

市川委員長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長 はい。それでは、これは議案でございますので、採決をいたしたいと思  
 います。

本議案に対して賛成の方、挙手を願います。

（賛成者挙手）

市川委員長 はい。ありがとうございました。全員賛成でございますので、この条例の  
 一部を改正する条例につきましては、案のとおり決定いたしました。

こども総務課長 委員長、1つ、申しわけないです。後日、千代田区長から今の条例に関し  
 ます意見聴取がまたございますので、内容・趣旨に相違がない場合は、異議  
 ない旨、回答させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

市川委員長 それは日数の関係でそういうふうになりますということですね。はい。  
 という申し出がありました。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

日程第2 協議

こども総務課

- (1) 区長及び教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行
- (2) 区長の補助職員を千代田区立四番町歴史民俗資料館の職員に充てさせること

市川委員長

次は、協議ですね。区長及び教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について。これはこども総務課長からですか。お願いします。

こども総務課長

それでは、協議ということでさせていただきます。

これは、ちょっと資料が、資料1、別紙2ということで、またついておりまして、最後に、資料2の新旧対照表がありますけども、1枚目のところと資料1を使いまして、ご説明させていただきます。

まず、「区長が委任し、及び補助執行させる事務等」ということで、「区長が委任し」というところですけども、権限の一部を教育委員会に移しまして、教育委員会の権限として事務を行わせるというのがこの委任事務でございます。

それから、(2)のほうの「補助執行事務」というのが、区長の権限の一部を、権限は区長に残したまま、内部的に教育委員会事務局の職員に行わせるということで、1つ、この例としまして、資料1を見ていただきたいと思います。

今回、この協議の趣旨でございますけども、現在、区長から教育委員会に対して、また、教育委員会のほうから区長に対しまして、委任とか補助執行させていただいておりますけども、新たな事業を追加するほか、現状の事務処理状況を踏まえた内容に改めるというものでございます。

それで、まず協議の内容でございますが、委任事務の追加ということで、通常、使用料等の徴収権は区長の権限とされておりますけども、教育委員会が所管しております施設の使用料等にかかる使用料の減免は、現に教育委員会において処理しているということから、委任事務に追加するということがあります。

それから、子育て関連の事務につきましては、訓令とまた要綱等については、現に教育委員会において制定しているということから、その処理根拠を明確にするということで、今回、委任事務ということで、教育委員会のほうの権限として事務を行わせるということでもあります。

それから、(2)の補助執行事務でございますけども、今回、富士見わんぱくひろばの目的外使用に係る申込みの受付に関しましてということで、また、資料1のほうの協議内容のを見ていただきたいと思います。この4月に開設される富士見わんぱくひろばに係る一般利用時間外における使用申込みの受付事務について、教育委員会所属職員が区長名で処理できるようにす

るということであります。

それから、イのところにつきましては、子育ての推進に関する各種条例及び規則の案文は、現に教育委員会所属職員が作成しているため、その処理権限を、根拠を明確にするということで、区長から委任するもの、また、教育委員会事務局職員が内部的にその補助執行できる、そういうことを地方自治法の180条の2及び180条の7の規定に基づき、区長のほうから協議があったものでございます。

それから、その次のページでございますけども、2番であります。こちらが、教育委員会が委任し、及び、補助執行させる事務ということで、これは先ほどの逆でありまして、教育委員会の権限の一部を区長に移しまして、区長部局の権限として事務を行わせるというのが、委任事務であります。それから、教育委員会の権限の一部を、権限は教育委員会に残したまま、内部的に区長部局の職員に行わせるということで、委任事務につきましては、四番町図書館の施設管理運営に関することということで、こちら資料1の裏面、2ページ目を見ていただければと思いますが、「四番町図書館の施設維持管理に関する事務の追加」ということで、現在、四番町図書館の施設維持管理につきましては、歴史民俗資料館と合わせて、区長部局の職員が処理しているため、これを委任事務に追加するということであります。

それから、2番の(2)の補助執行事務につきましては、会館施設予約システムによる富士見小学校の目的外使用に係る申込みの受付に関することということで、改築されました富士見小学校施設の授業時間外におけます使用申込みの受付事務について、区長部局の職員が教育委員会名で処理するようにするというので、学校名を列挙する必要がないよう、表現を改めるということであります。

それから、今回の委任等の理由でございますけども、富士見みらい館の開設に伴いまして、富士見わんぱくひろば、富士見小学校の目的外使用に係る申込みの受付等を相互に処理することができるようにするというので、それから、現状の処理状況を踏まえまして、効率的に執行することができるようにするために、区長の権限に属する、先ほどの1に掲げる事務、教育委員会の権限に属する2に掲げる事務を相互に委任して、補助執行させるものということであります。4月1日を開始日としております。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。説明は以上でございますが、何かご質問等ございましたら、お願いします。

こういう事務というのは、大ざっぱな言い方をするとあれなんですけれども、こういう席でいけないのかもしれないけれども、やっぱり、区民から見ると、どこがやろうと、はっきりしていればそれでいいわけですよ。だから、何か今まで一つところで済んだのが2つにも3つにも分かれるというようなことになると、区民としては非常にわかりづらい、迷惑千万な話だし、問題も起こると思うんですけれども。現実問題としてきちんと処理され

ている限りは、教育委員会であろうが区長部局であろうが、権限も人もはっきりしていればそれでよろしいと。こういうことが、少し乱暴な言い方をすれば言えるんだらうと思うんですね。

今回それに逆行するような話というのが、今、説明を伺った限りではないように思うんですが、何かありますか。

こども総務課長  
市川委員長

わかりやすく、実態に即した改正になるうかと思えます。

それはそういうことでよろしいんですね。

私もかつては役人だったですからあれですけども、地方自治体の役人というのは、割合と権限について、それはうちの権限だからとかっていうことはない。国は非常にそういうことがありますよね。いまだに富士見みらい館だとか、いずみこども園がそうであるようにね。相変わらず、幼稚園と保育園の機能をめぐって、厚生労働省と文部科学省が、それぞれ権限を主張しているというのがあるわけですけど。地方自治体ではあんまりそういう権限争いというのは聞かないですね。やっぱり身近に住民がいて、監視しているせいですかね。

今のこども総務課長からの話によると、そういう、わかりやすいということに関しては、逆行するようなことはないというふうに断言されましたんですから。

何かございますでしょうか。

社会教育主事。これは、今、教育委員会にいるから、これを根拠をなくすんだというんだけども、将来的にも教育委員会に社会教育主事が置かれるような状況にあるんですか。

こども総務課長

それが次の、区長の補助職員のところもちょうど関係してくるんですけども。

市川委員長

ああ、そうなの。次の説明でそれが出てくるということですか。

こども総務課長

はい。

市川委員長

はい。わかりました。

そうしますと、第1点目のほうは、それで特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それじゃ、もう一つ出てくるといったのはどれかな。四番町の話ですね。

こども総務課長

そうです。

市川委員長

はい。協議の2番目、区長の補助職員を千代田区立四番町歴史民俗資料館の職員に充てさせること。これについて、説明してください。

こども総務課長

先ほどの、前のほうの資料1の裏面を見ていただければありがたいんですけども、この中の(2)教育委員会から区長部局職員というところの のイのところですが、「社会教育主事に関する補助執行事務の廃止」ということで、教育委員会事務局には社会教育主事を置くことが法定されておりますけども、従前、不在となる時期が生じていて、区長部局に在籍している社会教育主事に補助執行させることとしていたと。現在では教育委員会事務局に在籍していることから、補助執行事務を廃止するということですが、これと関

係しておりまして、区長の補助職員を千代田区立四番町歴史民俗資料館の職員に充てさせることについてということで、これも区長からの協議であります。

理由につきましては、四番町歴史民俗資料館の運営に関する事務につきましては、補助執行により、権限は教育委員会に残したまま、区長部局の職員が現在行っているところであります。ただ、資料館の運営方法を定めまして、千代田区立四番町歴史民俗資料館の庶務規定においては、館長及び主事にこども総務課に所属する職員を充てるということが規定されております。新旧対照表を見ていただければと思います。

「旧」のところで、「館長」のところですけども、「こども総務課文化財主査の職にある者」、「主事」については「こども総務課に所属する職員のうち、教育委員会の定める者」というふうになっておりますけども、「改正案」のほうでは、「区民生活部の文化財主査の職にある者」、また、主事については「区民生活部の図書・文化資源担当課に所属する職員のうちから千代田区長の定める者」ということですけども、19年度のときには、この四番町歴史民俗資料館自体がこども総務課の組織の中にいたということがありまして、ただ、20年度の組織改正がありましたときに、この四番町歴史民俗資料館が区長部局に移ってしまったということがありまして、本来、そこでこの協議をすべきものだったんですけども、それが1年遅れで、今回、実態に合わせて改正させていただくというものでございます。

そういう説明です。

市川委員長

説明は以上になります。

要するに、その時点で、20年のときに、改正し損なった部分について、遅ればせながら、今回、改正をすると、こういうことになりますか。そうすると、社会教育主事がいようがいまいが関係なくなると、こういうことですね、四番町に関してはね。

いかがでしょうか。特にございませんでしたら、本件につきましても、第1のものと同様に、区長に対して、特に異議なしというふうに回答をすることによってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

市川委員長

それでは、先ほど言い漏らしたかもしれませんが、第1、第2ともに、協議を求められたわけですが、異議はなしということで回答をお願いします。

こども総務課長

はい。

### 日程第3 報告

#### こども総務課

##### (1) 平成22年度入学式出席者名簿

#### 育成・指導課

##### (1) 九段中等教育学校卒業証書授与式における校長式辞等について

#### 参事(こども健康担当)

( 1 ) 千代田区歯科保健目標策定

( 2 ) 新・ちよだ食育ガイド

市川委員長 それでは、日程の第3、報告に入りたいと思います。本日は報告は4件でございまして、こども総務課長から報告をしてください。

こども総務課長 それでは、平成22年度小・中・中等教育学校の入学式の出席者名簿、3月25日現在ということで、表記させていただいております。

また、今後、区の職員、幹部職員も内示等がありますので、その辺、また後任の者がすることになりますけども、昌平小学校のところですね、教育委員ということで、中川典子さんを入れさせていただいておりますので、お願いいたします。

説明は以上です。

市川委員長 はい。特によろしゅうございましょうか。

( 了 承 )

市川委員長 それでは、ご出席のほうをよろしくお願い申し上げます。

次に、九段中等教育学校卒業証書授与式における校長式辞等について、これについて報告をお願いしたいと思います。

育成・指導課長 はい。九段中等教育学校の、いわゆる卒業式における校長式辞について、現在開会中の区議会において取り上げられましたので、報告をさせていただきます。

お手元に、未定稿でございますけれども、予算特別委員会の環境文教委員会分科会の議事録(案)を用意させていただきました。

まず、3月9日に開催されました予算特別委員会の分科会質疑の中で、河合議員から、本校の卒業式における校長式辞について、内容に関するご質問と、それから、この内容に関する事務局の認識を問うご質問をちょうだいしたところでございます。教育委員長を初め、当日、式にご出席いただいた委員の先生方もいらっしゃいますが、簡単に概要ということで確認をさせていただきます。

用意させていただきました未定稿の資料の中ほどに、育成・指導課長の答弁ということで、「卒業式当日の校長式辞についてでございますけれども」というくだりから始まっている部分でございます。

大筋の内容をポイントに絞ってお伝えさせていただきますけれども、校長式辞の内容は、冒頭、平成18年度の開校時について、環境整備の面では不十分な部分があったけれども、九段高校の伝承行事ですとか、あるいは新たなオーストラリアの研修旅行等、学校生活を充実する取り組みをしながら、さまざまな課題を乗り越えて、卒業生が克服していったと。このことが生きる力に発展していくもの、根づいているという肯定的な評価を、校長がまず冒頭お話しされました。

その後はなむけの言葉ということで、日本の道徳観の一つでありますけれども、「恥の文化」について紹介をされています。校長はこの恥の文化を、

「恥を知る」という表現を使っておりましたけれども、この「恥を知る」ということと、自己決定・自己責任に触れられています。例えばということで、「恥を知る」「恥の文化」が日本にあったんだけれども、本来お手本であるべき大人の中にもこの「恥を知る」ということがなされていないと。この中で政治家だとか役人だとか医師だとか、こういう大人の中にも見本に値しない人材がいるということですか、若者はそれに加えて社会性が欠如している。しかし、社会の中でかかわりを持ちながら、自分らしく、人間らしく、自分の人間性を今後発揮してほしいと。日本の文化として美德とされるような思いやりだとか気遣い、こういったものを引き継いでいってほしいという言葉がありました。

この流れに続きまして、私ごとでありますという前置きをした後、現校長が九段中等教育学校の校長に就任するいきさつについて触れられ、当時の教育長からお声がけいただき、このお役目を、校長職をいただいたと。その後、生活指導などの課題ですとか、学校経営上の課題、いろいろ混乱があったけれども、これをおさめて今日の安定した学校生活・学校経営に至っている。ただ、これに対して評価・感謝の言葉はなく、この学校を去らねばならなくなったという発言をされています。

この後、少し間を置きまして、大局を見失って地位や立場や権力を使って約束を守らないことは人として卑しいことだというようなくだりがございました。

その後、話が変わりまして、自己責任・自己決定の内容に移っていきます。イラク戦争に絡んで、日本人が拉致され、犠牲となった方の事例も紹介されながら、その自己決定・自己責任の重さについて触れられています。

最後の結びでは、卒業生に対して、大人として生きていく上で自分の生き方を曲げなければならないことも将来あるかもしれないけれども、この「恥の文化」を大事にして生きていってほしい。校長としては、卒業生が予想していた以上に成長してくれて、大変喜ばしく思っていますと。本校で学んだことを生かして今後の生活に取り組んでほしいということで、式辞をまとめられましたが、このことについて、この記録にありますような形で育成・指導課長から説明をさせていただいた後、教育委員会事務局の認識について問われておりましたので、一言で申し上げると、個人的なお話は不適切でありますし、不要であったと認識していると、答弁をさせていただきました。

これに続いて、河合議員からは、式辞の内容について教育委員会が事前チェックをしたり、あるいは、事前の指導はできるのですか、そういう権限はあるのですかというお尋ねをいただきまして、これについては、通常、校長側から、事前に相談が寄せられたときには、アドバイス・指導・助言をする機会がありますけれども、一般的には事前チェックあるいは事前指導のようなことは権限としてはありませんという答弁をさせていただいた後、議員から要望として、もし校長が将来交代することがあるのであれば、後任に対しては中等教育学校設立の理念・趣旨をよく理解した人材を要望しますという

ことで、このやりとりは終わっております。

続いて、3月18日に開かれました予算特別委員会の総括質疑においても、同様のご質問をちょうだいいたしました。内容についてはどういうものだったのかというお尋ねと、同様に教育委員会事務局の認識を問われたものでございます。

内容については、先ほど説明させていただいたものを、繰り返し説明させていただいた後、こういった卒業式の場合、私ごとと断りながらも、人事にかかわることに触れられたのは不適切であるという答弁をさせていただきましたが、その後、かなりの時間を要してやりとりをした後、教育長答弁ということで、本人内示を公表したこと、それから、お祝いの席にふさわしくない内容に言及したことは不適切と認識している。校長人事に外圧が働いたような発言についても、そのような事実はなく、その発言は不謹慎であると認識している。そして、3点目に、再任用校長の任期は1年ごとで、今回の退職は任期満了により更新しないことを教育委員会が決定したものであるという、3つの項目になりますが、このことを答弁させていただき、終了しております。

なお、3月6日卒業式の後、週が明けまして、9日月曜日から、九段中等教育学校の保護者の皆様から、電話、ファクシミリ等でご意見をいただいております。

主な内容としましては、校長を解任した理由は何かというお尋ね、それから、今回の経過理由について説明会はないのかというお声、そして、本校の教育方針は変わるんですかという、この3つが主な内容でございます。

このことについて、現在、事務局では、お手元に資料として、「九段中等教育学校校長人事に係る問い合わせ対応の基本方針」という資料を本日添付させていただきましたが、本来ですと、教職員の人事にかかわることですので、この内容・理由については公表しておりませんけれども、今回、校長が自ら公表したために生徒や保護者の不安が発生しているということですので、これを解消するためある程度対応するということが基本的な考え方で、今、対応させていただいております。

したがいまして、中には文書回答を求めていらっしゃる申し出もありますが、文書での回答はしない、また、説明会をする予定は今のところございません。資料にありますように、基本的には、今このように対応させていただいておるんですが、校長は解任ではなくて、再任用の任期満了に伴う退職であること。そして、この校長の任期満了による退職は、教育委員会として判断したものであるということ。また、現校長は3年間校長を務めたわけですが、公立学校の校長の任期としては3年間は決して短くないということを説明しております。

また、従前から、校長の人事異動については内容や理由を説明していませんし、よって、説明会を開催する予定はない。後任の校長については、4月1日に公表する予定であること。また、中等教育学校の設立の趣旨につい

て、中等教育将来像ですとか、これに基づく基本計画に示されているもので、今後それらを踏まえた教育実践をするわけですから、教育方針の変更はないと、引き続き基本計画等で示されている基本教育方針を的確に実践して、よりよい学校づくりをさらに進めていくということで、説明をさせていただいております。

卒業式の校長式辞に関する報告は以上でございます。

市川委員長

はい。今お聞きいただいたようなことが議会のほうでも話題になり、それよりも前に、卒業式でそういうような一幕があったという説明でございました。

何かご発言があれば、お願いしたいと思います。

特に、今現在なければ、次に進めさせていただきたいと思います。

次は、こども健康担当の参事から、報告をお願いいたします。

参事(こども健康担当)

はい。それでは、2点ございまして、資料の歯科のほうからご説明させていただきます。

これに当たりましては、学校の皆様にはいろいろなアンケートにご協力いただきまして、千代田区の歯科保健目標を設定させていただきました。ありがとうございます。ぜひ、目標を掲げるだけでなく、これを実践していただきたいと思います。計画といたしましては平成23年になりますが、中間ということで、10年の現状とそれから目標値を掲げましたので、簡単でございますが、ご説明させていただきます。

それでは、乳幼児期とそれから学齢期、成人期というふうに3つに分けてございます。歯というのは、一生大事に使うことによって、食にもかかわりますし、いろんなコミュニケーションのもとになるということで大変大事であるということです。千代田区の12歳児のう蝕の状況を見ましても、全国的にすごく成績が良いんですね。ですけれども、まださらに目標を高く掲げてということで、乳幼児期はフッ素を利用してお子さんの歯みがきをしましょうとか、週に1回は子どもの歯をよく観察しましょうということと、さらにむし歯にならないような、「う蝕のハイリスク」ということで、甘いお菓子、甘い飲み物、就寝時に授乳の習慣がある、この3つを特に気をつけることによってその目標を達してくださいということにしました。

それから、学齢期は、今度は自分の歯を自分で守るということで、これも同じように掲げましたのは、フッ素入り歯磨きと、デンタルフロスが出てまいります。デンタルフロスを使って自分で磨けるようにということで、千代田区の場合は、よりそういう目標を高く掲げているわけです。それで、小学校の現状に対しまして、東京都の数値も参考にして千代田区の目標を掲げております。

成人期になりますと、さらにより習慣を続けていただくということで、丁寧に、歯ブラシだけでなく、歯間ブラシを使いましょうとか、年に1回は健診とか、歯石を除去しましょうとかというようなことを掲げております。

それで、「8020運動」をもうご存じだと思いますが、80歳で20本の歯

を持っている人の割合を増やしましょうということで、大体、人間は親知らずを入れて、32本あるわけですけど、だんだん欠けてきまして、大体、歯の寿命は50から60年というふうに言われておりますので、いろいろ管理をよくすることによって歯を長持ちさせましょうということで、今は年齢を下げ、60歳で24本という割合を増やしましょうということで掲げさせていただきました。

23年にまた評価させていただくつもりでございます。学校のほうも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、こちらのほうの、「新・ちよだ食育ガイド」というのができました。17年7月に食育基本法というのができまして、千代田区でも19年2月に、専門家や区民からなる、食育推進検討会というのをつくりまして、この前の段階の「ちよだ食育ガイド」というのをつくったわけでございます。それから、地域に料理教室とか食育講座とか出前講座とか、いろんな実践を試みておりまして、これもやはり本年、アンケート調査をさせていただきまして、数値目標を掲げさせていただいております。現状では、いろいろありますが、千代田区の場合は、朝食をとっている小学生・中学生は、現状は96.5%とか、93%とか、かなり高いんですね。ただし、保護者が一緒に召し上がるとか、あるいは保護者が朝食をとる数値が低くなっております。ですから、これを、ぜひ上げてほしいということです。あと、細かくいろいろな指標をあげております。アンケート調査に基づいた目標を掲げさせていただいて、5カ年の計画の2年後に、目標値をかなり高く挙げており、100%とか、大変かと思ひますが、千代田区の場合はこれが実現できるんじゃないかということでやっております。こちらのほうも、いろいろと学校等と連携しながら、すすめてさせていただきたいと思ひます。

この食育に関しましても、また、歯科に関しましても、こういった具体的な数値を掲げて実践していこうというところは、全国的に大変珍しいのではないかと思ひますので、ぜひ、実現するように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

市川委員長

はい。一通り説明をしていただきましたが、何かございましたら、どうぞご発言願ひます。

よろしゅうございましょうか。どうぞ。

古川委員

食育関係のほうは、子どもが学校からいただいてきて拝見したんですけども、歯科の保健目標のほうは学校には配らないのでしょうか。

参事(こども健康担当)

こちらのほうのリーフレットは、広報、ホームページで周知するということで、学校の皆様のほうには、個々ではお配りしていないようです。健診にいらした方とか、区民の方が歯科にかかわりのあるときに、こういった色がついているパンフレットをお配りするということで、皆さんにはお配りしていないようなんです。

500部ぐらいリーフレットを作ったんですが、そんなに多くないんです

市川委員長 ね。  
古川委員 よろしいですか。  
古川委員 そうですね。今ではあまり保健所に行く機会がないです。以前は子どもの  
歯科健診で定期的に行きましたが、それも子どもが小さな間だけです。内容  
がわかりやすいので、学校で配られると保護者も見られるかなと思ったんで  
すけど。  
市川委員長 はい。今後検討させていただきます。ありがとうございました。  
市川委員長 ほかにいかがでしょうか。  
(「なし」の声あり)

#### 日程第5 その他

##### 副参事(特命担当)

##### (1) 千代田区共育マスタープラン(案)

##### こども施設課

##### (1) 富士見みらい館落成を祝う会及び施設見学会(報告)

市川委員長 それでは、各課長からの報告に移りたいと思います。  
副参事(特命担当) 副参事からあるんですね。お願いします。  
副参事(特命担当) それでは、私のほうから、千代田区共育マスタープラン(案)について、  
ご説明を申し上げます。  
マスタープランにつきましては、第1回定例会、1月26日に頭出しをさせて  
いただきまして、2月9日、23日にご協議をいただいたものでございま  
す。今現在、議会へも報告いたしまして、区民の皆様からも意見を伺って  
いる段階でございます。ご意見をまとめ次第、教育委員会のほうで議案として  
提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。  
以上でございます。  
市川委員長 もう一つ。  
こども施設課長 富士見みらい館の落成を祝う会について、ご報告いたします。  
先般3月16日に富士見みらい館で落成を祝う会と施設見学会を行いまし  
て、式典のほうには市川委員長を初め、委員の方もご出席いただきまして、  
ありがとうございました。  
式典・懇談会、招待者の見学会につきましては11時から、その後、一般見  
学会、区民、保護者の方が対象ですけれども、午後2時から8時まで行いま  
した。  
式典の出席者数は、招待者が183名、富士見小学校の6年生の出席もいた  
だき、子どもたちが71名ということで、250名余り、一般見学会のほうは2  
時から8時までで、ひっきりなしにお見えいただきまして、727名の名簿記  
載者がありました。その他としては、報道関係で1名あったんですけれど  
も、公式には総来場者が982名です。ただ、見学会のほうにつきましては、  
ご夫婦ですとかお子さん連れとかそういう方も見えて、名簿に自分の名前だ

け記入していた方もいらっしゃると思いますので、実際には1,000名以上来ていただいたんじゃないかなというふうに思っております。

ご報告は以上です。

市川委員長 はい。今、2件ご報告がございましたが、何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 教育委員のほうから何かございますか。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 日程第4 選挙

##### (1) 委員長選挙

##### (2) 職務代理者指定

市川委員長 それでは、日程の第4、選挙に入りたいと思います。

委員長選挙について、こども総務課長から説明してください。

こども総務課長 はい。それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条第2項におきまして、委員長の任期は1年とするということになっております。ただし、再選させることはできるということで、そういう規定がございまして、市川現委員長さんにおかれましては、昨年3月24日に就任されまして、本日23日までが委員長としての任期になっておりますので、委員長の選挙をお願いするものでございます。

なお、新委員長の任期につきましては、あした3月24日から1年間となります。委員長の選任方法につきましては、千代田区教育委員会会議規則第6条によりまして、単記無記名投票と規定されておりますので、この方法によりとり行いたいと思っております。投票事務、開票事務につきましては、成畑のほうが行わせていただきます。

それでは、投票のほう、お願いいたします。

(投票)

こども総務課長 事務局(成畑) それでは、開票結果の発表を成畑さんのほうからお願いいたします。

はい。委員長選挙の開票結果を報告いたします。

市川正委員、4票。委員でない、別の方の記名がございまして、無効票1票でございます。以上でございます。

こども総務課長 それでは、委員長に市川委員が選出されましたので、また、委員長の任期につきましては、あした3月24日から23年3月23日までとなります。

次に、委員長職務代理者の指定を行います。指定の方法は千代田区教育委員会会議規則第7条によりまして、単記無記名投票で行います。また、投票事務、開票事務は成畑のほうから行わせていただきます。

(投票)

事務局(成畑) では、委員長職務代理者選挙の結果を報告いたします。

古川紀子委員、3票。堀口雅子委員、1票。福澤武委員、1票。

以上でございます。

こども総務課長 はい。それでは、古川紀子委員を委員長職務代理者ということで、お願いいたしたいと思います。

新委員長に、明日からですが、就任のごあいさつをお願いいたします。

市川委員長 就任のあいさつといいますけども、まだ、こけが生えるほど古くはございません。前回は申しましたが、皆様から選ばれた以上は、微力ながら全力を尽くしたいと思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。

こども総務課長 それから、職務代理者のほうから、簡単にごあいさつを。

古川委員 一生懸命務めさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

市川委員長 それで、もう、よろしいわけですか。

それでは、これから秘密会ですね。関係者以外の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時59分

再開

(以降、秘密会につき、非公開)

閉会